

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更（3件）	（道路課） 1
○道路の供用開始（2件）	（ 〃 ） 1
公告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定	（農地・担い手対策課） 2

告 示

高知県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町黒瀬字 僧津607番1から 高岡郡越知町黒瀬字 南ノ前232番1まで	前	5.5 10.2	543
	後	10.2 15.3	543

高知県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡小山字上コ ヅエ744番6から 高知市鏡小山字東石 神727番10まで	前	4.1 9.6	117
	後	16.8 55.1	113
高知市土佐山中切字 木落シ75番2	前	9.2 11.4	26
	後	9.2 15.3	26

高知県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字 アト198番2	前	4.9 19.9	135
	後	7.9 135	135

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門 字宮向63番1から 吾川郡いの町越裏門 字宮向238番1まで	前	3.3 10.4	555
	後	6.2 36.9	555

高知県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡小山字上コヅエ 744番6から 高知市鏡小山字東石神727 番10まで	113	平成30年11月20 日

高知県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字アト 198番2	135	平成30年11月20 日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第43条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報並びに所在、地番、地目及び面積

所有者等に係る情報	所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安芸市川北甲24番地3 東川 勇雄	安芸市奈比賀 字裾長山29	田	459
安芸市奈比賀44番地 東川 正重	安芸市奈比賀 字裾長山43	田	766
安芸市奈比賀44番地 東川 正重	安芸市奈比賀 字中長山61-1	田	72
安芸市川北甲24番地3 東川 勇雄	安芸市奈比賀 字中長山83	田	452
安芸市奈比賀44番地 東川 正重	安芸市奈比賀 字上長山102	田	231
安芸市川北甲24番地3 東川 勇雄	安芸市奈比賀 字上長山110-1	田	548
安芸市川北甲24番地3 東川 勇雄	安芸市奈比賀 字上長山110-2	田	99

- 2 利用権の内容
田として利用
- 3 利用権の始期及び存続期間
平成30年12月1日から5年間
- 4 借賃に相当する補償金の額

- 13,000円
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに高知地方法務局安芸支局に補償金を供託する。